事務連絡

令和７年９月17日

関係事業者団体代表者　殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

「下請法・下請振興法の改正内容に関する説明会」の開催について

　平素より厚生労働行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

　本年５月、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、取引先との協議に応じない一方的な代金額の決定の禁止や対象取引の追加等の措置が講じられることとなりました。

つきましては、本改正の施行される令和８年１月１日までに広く周知を行うため、適用対象となる業界団体や事業者等を対象とする改正法説明会を別添のとおり開催することといたしました。

　出席を希望される場合は、別紙に記載の登録フォームから参加登録をお願いいたします。

説明会開催要領

別紙

1. 実施日時

令和７年９月25日　14時00分～

（所要時間は、質疑を入れて概ね１時間程度を予定しています。）

２．内容

（１）取適法（改正下請法）の概要（公正取引委員会）

（２）改正振興法について（中小企業庁）

1. 開催方法

Zoomウェビナーを用いたオンライン形式となります。

事前に下記登録フォームから参加登録をお願いします。登録いただいたメールアドレス宛て、ウェビナーへの参加URLが送付されます。

○　「下請法・下請振興法の改正内容に関する説明会」参加登録フォーム

【登録フォーム】<https://zoom.us/webinar/register/WN_Rfz1hCe8T5Wo-vIkK3V3Gw>

※登録者数が上限に達し次第、受付終了となります。

○　当日資料は9月25日（木）12時頃より下記のリンク先に掲載する予定です。

【資料共有サイト】<https://mhlwlan.sharepoint.com/sites/ExGeneral_9985>

* 事前のご質問は、９月19日（金）までに下記の受付フォームからお送りください。

【事前質問受付フォーム】<https://forms.office.com/r/wBva43RUnZ>

※　いただいた質問のうち代表的なものについては、会議当日に回答いたします。

※　当日にご回答できなかった質問については、フォームに記載いただいたメールアドレス宛てに回答させていただきます。

※　なお、本フォームへ回答いただく場合は、厚生労働省が定めるプライバシーポリシー（<https://www.mhlw.go.jp/stf/chosakuken/ms365policy.html>）に同意したこととみなします。

【お問い合わせ先】

事務局：厚生労働省政策統括室

担　当：土屋、野村

E-mail：jimukyoku\_kourou@mhlw.go.jp